

2013年11月29日

株式会社シンクワン

両立支援 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年12月01日～平成26年11月30日までの 1 年間

2. 内容

目標：現在、両立指標で「両立支援（休業）」の分野が30点となっており低いため、以下の対策を行い、60点以上になるようにする。

<対策1：子が3歳になるまで育児休業を取得できる制度を平成26年06月までに導入する>

- 平成25年12月～ 労働者の具体的なニーズを調査、制度の検討開始
- 平成26年02月～ 新制度についての管理職を対象とした研修を 2 回実施
- 平成26年04月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

<対策2：育児休業後に社員が復帰しやすくするため、休業中の社員に資料送付等による情報提供を行う制度を平成26年06月までに導入する>

- 平成26年02月～ 新制度についての管理職を対象とした研修を年 2 回実施
- 平成26年04月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

<対策3：育児休業を取得する期間について当該労働者の業務を円滑に処理することができるよう当該業務を処理するための労働者の確保、業務内容や業務体制の見直しを行う制度を平成26年10月までに導入する>

- 平成26年04月～ 労働者の具体的なニーズを調査、制度の検討開始
- 平成26年07月～ 新制度についての管理職を対象とした研修を 2 回実施
- 平成26年09月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施